

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第4条 地震による損傷の防止

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.30）	4条-目次	以下のように記載を適正化した （旧）審査実績 （新）資料提出時期	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.30）	4条-目次, 86, 101, 103, 105~107	別添番号を下記のように見直した。（別添-1~3は変更なし） （旧） 別添-4 上位クラス施設の安全機能への下位クラス施設の波及的影響の検討について 別添-5 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針 別添-6 屋外重要土木構造物等の耐震評価における断面選定の考え方 別添-7 主要建屋の構造概要について 別添-8 入力地震動について （新） 別添-4 入力地震動について 別添-5 屋外重要土木構造物等の耐震評価における断面選定の考え方 別添-6 上位クラス施設の安全機能への下位クラス施設の波及的影響の検討について 別添-7 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針 別添-8 主要建屋の構造概要について	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.30）	4条-目次	別添7のタイトルを適正化した （旧）水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針 （新）水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せに関する影響評価方針	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.30）	4条-目次	別紙3のタイトルを適正化した （旧）水平2方向及び鉛直方向地震力の適切な組合せに関する検討について （新）水平2方向及び鉛直方向の地震力の適切な組合せに関する検討について	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.30）	4条-目次	別紙-12のタイトルを適正化した （旧）一関東評価用地震動（鉛直方向）に関する影響評価について （新）一関東評価用地震動（鉛直方向）に関する評価方針について	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.30）	4条-1	以下のように記載を適正化した。 （旧）「・・・第4条「及び実用・・・」 （新）「・・・第4条及び「実用・・・」	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.30）	4条-5	地下水排水設備の記載を一部修正した。 （旧）「設計地下水位を設定し揚圧力の影響を考慮しない」 （新）「設計地下水位を設定する」	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.30）	4条-5	以下のように記載を適正化した。 （旧）「・・・4.1(4)：P4条-97】」 （新）「・・・(4.1(4)：P4条-97)】」	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.30）	4条-29, 82, 88	地下水排水設備の記載を一部修正した。 （旧）「揚圧力の影響を考慮しない」 （新）「揚圧力が生じないように設計する」	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.30）	4条-42, 97	一関東評価用地震動の記載について、文章を適正化した。	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.30）	4条-42, 97	以下のように記載を適正化した （旧）（以下「0.6×一関東評価用地震動（鉛直方向）」） （新）（以下「0.6×一関東評価用地震動（鉛直方向）」という。）	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.30）	4条-50	第1.4.1表 クラス別施設（4/8）の「検討用地震動」において「Ss」の記載を追記した。	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.30）	4条-51	第1.4.1表 クラス別施設（5/8）において、以下のように記載を適正化した。 （旧）「1.・・・内臓量が少ないか又は・・・」 （新）「1.・・・内臓量が少ない又は・・・」	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.30）	4条-53	第1.4.1表 クラス別施設（7/8）において、以下のように記載を適正化した。 （旧）「・・・S及びBクラス・・・」 （新）「・・・Sクラス及びBクラス・・・」	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.30）	4条-54	第1.4.1表 クラス別施設（8/8）において、以下のように記載を適正化した （旧）「r.原子炉施設であるが、放射線安全に・・・」 （新）「r.放射線安全に・・・」	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.30）	4条-84	以下のように記載を適正化した （旧）添付書類六「5.地震」 （新）「添付書類 六 5.地震」	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.30）	4条-別添全体	別添番号を下記のように見直した。（別添一1～3は変更なし） （旧） 別添一4 上位クラス施設の安全機能への下位クラス施設の波及的影響の検討について 別添一5 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針 別添一6 屋外重要土木構造物等の耐震評価における断面選定の考え方 別添一7 主要建屋の構造概要について 別添一8 入力地震動について （新） 別添一4 入力地震動について 別添一5 屋外重要土木構造物等の耐震評価における断面選定の考え方 別添一6 上位クラス施設の安全機能への下位クラス施設の波及的影響の検討について 別添一7 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針 別添一8 主要建屋の構造概要について	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.30）	4条-別添全体	別添4～8の番号変更に伴い、図表番号を見直した。	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.30）	4条-別添1-3, 4	以下のとおり記載を適正化した。 （旧）荷重の組み合わせ （新）荷重の組合せ	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.30）	4条-別添1-5	組合せ係数法を適用する旨を明記した。	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.30）	4条-別添2-全体	図番号を下記のように適正化した （旧）第3-1図 （新）第2-1図	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.30）	4条-別添3-4	下記の記載を適正化した （旧） 取扱われている 取扱う （新） 取り扱われている 取り扱う	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.30）	4条-別添5-20, 23	わかりやすさの観点で、海水管ダクトの配筋の状況について、記載を適正化するとともに、第5-32図の縦断面図に同一配筋区間となる区間を明示した。	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.30）	4条-別添5-30	わかりやすさの観点で、スクリーン室の開口範囲を図面に明示した。	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.30）	4条-別添5-31	取水ピットスクリーン室断面図（C-C断面）について、周辺地質状況が、3号炉取水ピットスクリーン室防水壁の構造により変更となる可能性がある旨を追記した。	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.30）	4条-別添5-34, 40	加振直交方向の構造物長さとか振方向と平行に配置される壁の総厚の比に関する記載の誤記を修正した。	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.30）	4条-別添6-11	以下の記載を適正化した （旧）主盤並びに津波及び内部溢水事象監視盤に （新）主盤及び津波及び内部溢水事象監視盤の	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.30）	4条-別添6-24	以下の記載を適正化した （旧）小さなレベルに留まって （新）小さなレベルにとどまって	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.30）	4条-別添7-22	以下のように記載を適正化した。 （旧）従来の設計手法 （新）従来設計手法	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.30）	4条-別添8 全体	別添番号の変更及び図の追加に伴い、図番号を適正化した。	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.30）	4条-別添8-1	資料間の統一化から以下のとおり記載を適正化した。 （旧）周辺補機棟及び燃料取扱棟 （新）燃料取扱棟及び周辺補機棟	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.30）	4条-別添8-1	下記の記載を適正化した。 （旧）堅固な岩盤上 （新）岩盤上	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.30）	4条-別添8-1, 2	T.P.の範囲に関する記載について、適正化した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.30）	4条-別添8-2	緊急時対策所の平面寸法を以下のとおり適正化した。 （旧）16.7m （新）14.85m	
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.30）	4条-別添8-3～5, 36～37, 47～50	波及的影響を及ぼすおそれのある施設として新たに抽出した以下の施設の構造概要及び図面を追記した。 ・定検機材倉庫 ・原子炉建屋棧橋 ・原子炉補助建屋棧橋	
36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.30）	4条-別添8-4, 5, 51	原子炉建屋を中心とした各建屋の概略断面図を追記した。	
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.30）	4条-別添8-42	循環水ポンプ建屋全体の概略平面図を追記した。	
38	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.30）	4条-別紙1-3	分かりやすさの観点から、下記を追記した。 重み付けのランクを以下のとおり分類する。 ・A：過去に適用実績がないもの ・B1：新規制審査実績はあるが、個別の確認を要するもの ・B2：新規制審査実績が十分にあるもの ・B3：過去の工認実績はあるが、一部差異があるもの ・C：過去の工認実績と相違がなく、個別審査が不要なもの ・D1：過去に十分な工認実績があり、工認段階の審査とするもの ・D2：泊3号炉の既工認と同一手法であり、論点として抽出されないもの	
39	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.30）	4条-別紙1-7 4条-別紙1-添付1-1	4条本文の記載に合わせて、地下水排水設備の記載を一部修正した。 （旧）「揚圧力の影響を考慮しない」 （新）「揚圧力が生じないように設計する」	
40	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.30）	4条-別紙1-9	防潮堤に関する記載を以下のとおり適正化した。 （旧）置換コンクリート （新）下部コンクリート	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
41	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.30）	4条-別紙1-別表1-全体	別添番号を下記のように見直した。（別添—1～3は変更なし） （旧） 別添—4 上位クラス施設の安全機能への下位クラス施設の波及的影響の検討について 別添—5 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針 別添—6 屋外重要土木構造物等の耐震評価における断面選定の考え方 別添—7 主要建屋の構造概要について 別添—8 入力地震動について （新） 別添—4 入力地震動について 別添—5 屋外重要土木構造物等の耐震評価における断面選定の考え方 別添—6 上位クラス施設の安全機能への下位クラス施設の波及的影響の検討について 別添—7 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針 別添—8 主要建屋の構造概要について	
42	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.30）	4条-別紙1-別表1-1, 3, 6, 8, 10, 13	別添7の名称変更に伴い記載を適正化した。 （旧） 水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せに関する影響評価方針 （新） 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針	
43	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.30）	4条-別紙1-別表1-7	別添5の名称変更に伴い記載を適正化した。 （旧） 屋外重要土木構造物等及び津波防護施設の耐震評価における断面選定の考え方 （新） 屋外重要土木構造物等の耐震評価における断面選定の考え方	
44	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.30）	4条-別表6-1, 2	設計基準対象施設と兼用する重大事故等対処施設であり、設計基準対象施設の評価手法と相違がない施設は別表4に代表して記載しているため、重複して記載している下記3つを別表6から削除した。 ・1次冷却材温度（広域—高温側） ・1次冷却材温度（広域—低温側） ・1次冷却材圧力（広域）	
45	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.30）	4条-別紙1-別表7-2, 3 4条-別紙1-別表8-1, 2 4条-別紙1-添付3-2	波及的影響を及ぼすおそれのある施設として新たに抽出した以下の施設の耐震評価条件を追記した。 ・定検機材倉庫 ・原子炉建屋棧橋 ・原子炉補助建屋棧橋	
46	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.30）	4条-別紙1-添付2-5	社内ルールに則り、下記を修正した。 （旧）考慮するにあたり （新）考慮するに当たり	
47	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.30）	4条-別紙1-添付3-4	下記の誤記を修正した。 （旧）置換コンクリート （新）下部コンクリート	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
48	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙1-添付3-38	格納容器ポーラクレーンの解析モデル図について、先行PWRとの比較を追記した。	
49	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙2-全体	わかりやすさの観点で、取水口の定義を以下のとおりとし、「取水口（護岸コンクリート）」、「取水口」等、複数存在していた名称を「取水口」で統一し、記載を適正化した。 ・取水口とは、屋外重要土木構造物である護岸コンクリートを指すこととする。	
50	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙2-7	注記の記載位置を適正化した。	
51	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙2-48	以下の下位クラス施設を第6. 1-1図に反映した。 ・定検機材倉庫 ・原子炉建屋棧橋 ・原子炉補助建屋棧橋	
52	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙2-76	下記の記載を適正化した （旧）CV （新）C/V	
53	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙2-添付1-5	下記の記載を適正化した （旧）（建屋外分） （新）（建屋外）	
54	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙2-添付1-7	下記の記載を適正化した （旧）（建屋内分） （新）（建屋内）	
55	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙2-参考2-3	第2-2表において、単位の記載箇所を適正化した。	
56	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙2-参考2-3	相対変位が配管口径に対して十分小さい理由について、記載を適正化した。	
57	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙2-参考2-4～5	現場調査結果の写真について、「原子炉補機冷却海水排水配管」及び「タービン動補助給水ポンプ 低圧システムリーク・グラウンド蒸気排気管」を追加するとともに、代表性を記載した。	
58	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙2-参考3-1, 2	わかりやすさの観点で、通水機能への波及的影響を評価する資料であることを補足するため、『1. はじめに』を追記するとともに、記載内容を適正化した。	
59	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙2-参考3-1	わかりやすさの観点で、本検討が地震時の評価である旨がわかるように補足した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
60	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙2-参考3-3	適正化の観点で、記載を以下のとおり修正した。 （旧）留まる （新）とどまる	
61	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙2-参考3-3, 9, 10, 11	わかりやすさの観点で、損傷、転倒、落下等時の影響範囲の考え方を補足した。	
62	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙2-参考3-4	わかりやすさの観点で、貯留堰の名称を適正化した。	
63	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙2-参考3-6, 7	第2-4図及び第2-5図について、図面内の下位クラス施設の名称を適正化した。	
64	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙2-参考3-7～11	わかりやすさの観点で、第2-7図～第2-15図について、上位クラス施設のハッチングを削除した。	
65	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙2-参考4-1	わかりやすさの観点で、以下のとおり修正した。 （旧）防潮堤周辺 （新）防潮堤の周辺	
66	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙2-参考5-全体	液状化関連の審査での議論を踏まえ、図面内の記載を以下のとおり修正した。 （旧）改良地盤 （新）MMR（新設）	
67	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙2-参考5-5	第3. 1-2表の記載について、以下のとおり適正化した。 （旧）屋外 （新）建屋外	
68	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙2-参考5-7	わかりやすさの観点で、以下のとおり修正した。 （旧）3. 1（3）で抽出した （新）3. 1（3）a. で抽出した	
69	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙2-参考5-13, 14, 16	図の削除等に伴い番号を適正化した。	
70	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙2-参考5-16, 29	わかりやすさの観点で、下位クラスとして抽出する範囲が、最下段のみではなく、上段・中段も含めた構造物全体を抽出する旨を追記した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
71	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙2-参考5-18	わかりやすさの観点で、以下のとおり記載を適正化した。 （旧）埋戻土等が緩衝体の役割を担うものと考えられることから、周辺に位置する下位クラス施設が損傷した場合に上位クラス施設に衝突し、 （新）上位クラス施設と下位クラス施設との間に埋戻土等が介在する場合は、下位クラス施設が損傷した場合に上位クラス施設に衝突することはないものと考えられることから、	
72	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙2-参考5-18	わかりやすさの観点で、以下のとおり記載を適正化した。 （旧）埋戻土等の緩衝体が存在しない場合には、 （新）埋戻土等が介在しない場合には、	
73	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙2-参考5-20	わかりやすさの観点で、L型擁壁（A）、L型擁壁（B）及び被覆コンクリートの想定事象の記載を以下のとおり修正した。 （旧）取水口から離れる方向に移動することから （新）取水口前面側の海中に落下するものと考えられることから	
74	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙2-参考5-28, 29	上位クラス施設であるB1, B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽トレンチ及びB1, B2-燃料油貯油槽タンク室と、下位クラス施設である3号炉バックフィルコンクリートの最小離隔距離の誤記を修正した。	
75	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙2-参考5-31	わかりやすさの観点で、燃料取扱棟（鉄骨部）の内装材に係る考え方について、記載を適正化した。	
76	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙2-参考5-42	わかりやすさの観点で、貯留堰の名称を適正化した。	
77	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙2-参考5-47	わかりやすさの観点で、ロックアンカーの仕様に『初期緊張力：100kN/本』を追記した。	
78	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙2-参考5-47	記載適正化の観点で、以下の通り修正した。 （旧）（以下、「衝突ガイドライン」という。） （新）（以下「衝突ガイドライン」という。）	
79	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙2-参考5-49	わかりやすさの観点で、エネルギー算出方法について、実情と比べて、今回の評価が保守的に行われている旨を追記した。	
80	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙2-参考5-49	わかりやすさの観点で、飛翔体直径がアンカーヘッドの直径であることを追記した。	
81	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙2-参考6-1	記載適正化の観点で、以下の通り修正した。 （旧）（以下、「循環水ポンプ建屋」という。） （新）（以下「循環水ポンプ建屋」という。）	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
82	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r. 3. 30)	4条-別紙2-参考6-1	記載適正化の観点で、以下の通り修正した。 (旧) (以下、「循環水ポンプ建屋内天井クレーン」という。) (新) (以下「循環水ポンプ建屋内天井クレーン」という。)	
83	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r. 3. 30)	4条-別紙2-参考6-2~3	わかりやすさの観点で、概略平面図に津波防護施設等の配置を記載した。また、合わせて概略断面図(A-A断面)にも津波防護施設等の位置を追記した。	
84	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r. 3. 30)	4条-別紙2-参考6-3, 4	液状化関連の審査での議論を踏まえ、図面内の記載を以下のとおり修正した。 (旧) 改良地盤 (新) MMR(新設)	
85	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r. 3. 30)	4条-別紙2-参考6-3~4	第1-2図の概略断面図において、基礎部のハッチングを適正化した。	
86	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r. 3. 30)	4条-別紙2-参考6-6	第2.1-1表のタイトルについて、以下の通り適正化した 修正前) 波及的影響の設計対象とする循環水ポンプ建屋内天井クレーン 修正後) 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設	
87	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r. 3. 30)	4条-別紙2-参考6-7	わかりやすさの観点で、分解ヤードの構造概要の記載を適正化した。	
88	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r. 3. 30)	4条-別紙2-参考6-7	記載適正化の観点で、以下のとおり修正した。 (旧) 断面力又は応力等が、それぞれの許容限界を超えないことを確認する。 (新) 断面力又は応力等がそれぞれの許容限界を超えないことを確認する	
89	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r. 3. 30)	4条-別紙2-参考6-9	わかりやすさの観点で、以下のとおり修正した。 (旧) 第5.3.1図 (新) 本文第5.3.1図	
90	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r. 3. 30)	4条-別紙2-参考6-16	わかりやすさの観点で、間接支持構造物に対する判断理由の記載を適正化した。	
91	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r. 3. 30)	4条-別紙3-全体	以下のように記載を適正化した。 (旧) 従来設計手法 (新) 従来設計手法	
92	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r. 3. 30)	4条-別紙3-全体	以下のように記載を適正化した。 (旧) 有限要素法 (新) FEM	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
93	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙3-目次, 104	以下のように記載を適正化した。 （旧）3. 4. 2 水平方向及び・・・従来の設計手法の考え方」 （新）3. 4. 2 水平方向及び・・・従来設計の考え方」	
94	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙3-6～41	3.1 建物・構築物に、定検機材倉庫、原子炉建屋棧橋及び原子炉補助建屋棧橋の評価について追記。	
95	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙3-13, 24, 30	以下のように記載を適正化した。 （旧）燃料取扱棟・周辺補機棟 （新）燃料取扱棟及び周辺補機棟	
96	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙3-23	以下のように記載を適正化した。 （旧）建屋 （新）建物・構築物	
97	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙3-28	以下のように記載を適正化した。 （旧）並びに （新）及び	
98	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙3-35	以下のように記載を適正化した。 （旧）建物規模 （新）建屋規模	
99	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙3-40	以下のように記載を充実した。 （旧）－ （新）なお、組合せ係数法の妥当性については、詳細設計段階において検討する。	
100	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙3-42	以下のように記載を適正化した。 （旧）・・・及び鉛直方向地震力の組み合わせによる設計手法・・・ （新）・・・及び鉛直方向の組み合わせによる設計手法・・・	
101	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙3-43	以下のように記載を適正化した。 （旧）・・・及び鉛直方向地震力の組合せ・・・ （新）・・・及び鉛直方向地震力・・・	
102	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙3-46	以下のように記載を適正化した。（第3. 2. 3-1図中） （旧）・・・屋外重要土木構造物等・・・ （新）・・・屋外重要土木構造物・・・	
103	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙3-64	箱型構造物の明確化の観点から、以下を追記した。 ・・・では、 <u>取水ビットスクリーン室を除き</u> 、・・・	
104	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙3-64	箱型構造物の明確化の観点から、以下を追記した。 ・・・箱型構造物（ <u>取水ビットポンプ室及び原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナ室</u> ）・・・	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
105	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙3-74	第3. 3. 4-1図の屋外図面を最新化した。	
106	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙3-94	以下のように誤記修正した。 （旧）（第3. 3. 4-5図の再掲），（第3. 3. 4-9図の再掲） （新）（第3. 3. 4-6図の再掲），（第3. 3. 4-10図の再掲）	
107	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙3-107	以下のように誤記修正した。 （旧）第3. 3. 4-1図 （新）第3. 4. 4-1図	
108	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙3-1-表-10	以下のように誤記修正した。 （旧）使用済燃料ピット状態監視カメラ （新）使用済燃料ピット監視カメラ	
109	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙3-1-補足5-5	以下のように誤記修正した。 （旧）第5-3図 （新）第5-4図	
110	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙3-2-全体	定検機材倉庫、原子炉建屋棧橋及び原子炉補助建屋棧橋の評価について追記。また、追記に伴う章番号及び図番号の適正化。	
111	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙3-2-2, 6, 10, 15～18, 58	以下のように記載を適正化した。 （旧）燃料取扱棟・周辺補機棟 （新）燃料取扱棟及び周辺補機棟	
112	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙3-2-14	第2-1図～第2-16図中の応答特性等の凡例の追記及び評価部位として抽出されなかった部位の基本的な考え方について、第2-1表に示す旨の記載の充実化。	
113	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙3-2-15～45, 48～55	第2-1図～第2-10図，第2-12図～第2-15図中の青字：評価部位として抽出されなかった部位及びその理由について、第2-1表を参照する旨，記載の充実化。	
114	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙3-2-15～21	以下のように誤記修正した。 （旧）第2-1図（2）～（8） （新）第2-1図（1）～（7）	
115	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙3-2-20, 21, 27～29, 31, 33, 35, 37, 39	以下のように記載を適正化した。 （旧）基礎版（矩形） （新）基礎（矩形）	
116	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙3-2-22～45, 48～55	記載充実の観点から、項目番号（2. 2～2. 10, 2. 12～2. 15），項目名及び図面の対象建物・構築物名称を記載した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
117	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙3-2-58～60	以下のように記載を適正化した。 （旧）評価部位から除外する基本的な考え方 （新）評価部位として抽出されなかった部位の基本的な考え方	
118	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙3-2-61	以下のように記載を誤記修正・適正化した。 （旧）応力集中が考えられる矩形基礎の規模 （新）応力集中が考えられる矩形基礎を有する建物・構築物の規模	
119	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙3-2-61	第3-1表について、記載を適正化した。 （旧）建物の規模等 （新）建物・構築物の規模	
120	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙3-参考2-2, 8～10	断層モデルに基づく手法による基準地震動を水平2方向に入力した場合のオービットを追加し記載を充実した。	
121	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙3-参考2-4, 5	以下のように記載を適正化した。 （旧）NS成分, EW成分 （新）NS方向, EW方向	
122	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙3-参考2-5, 6	以下のように誤記修正した。 （旧）(a)加速度時刻波形 （新）(a)加速度時刻歴波形	
123	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙5-10	以下の記載を修正し、誤字訂正しました。（下線部参照） （旧）JEAC 4601補-1984 （新）JEAG 4601補-1984	
124	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙5-19 4条-別紙5-別添2-4, 5	以下のように記載を適正化した。 （旧）基準地震動Ss （新）基準地震動	
125	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙5-添付2-1 4条-別紙5-添付2-3	以下の記載を追加しました。（下線部参照） 要求としては、弾性設計用地震動に対してSy, 基準地震動に対してSuであり、評価においては基準地震動に対してSy以下を確認することを明記しました。 （旧）(6) 許容値:耐力(Sy) （新）(6) 許容値:耐力(Sy) 弾性設計用地震動において、一次+二次応力に対して耐力(Sy) 基準地震動において、一次+二次応力に対して引張強さ(Su) ここで、基準地震動により生じる燃料被覆管応力は弾性設計用地震動により生じる応力を包含するため、基準地震動により発生する応力を加えた場合でも耐力(Sy)以下となることを確認することにより、弾性設計用地震動に対する要求も満足することを示す。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
126	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙5-添付2-2 4条-別紙5-添付2-4	以下のように記載を適正化した。 （旧）平成27年12月25日審査会合に示す基準地震動。 （新）平成27年12月25日審査会合に示す基準地震動	
127	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙5-添付2-4 4条-別紙5-添付2-5	以下のように記載を適正化した。 （旧）弾性設計用地震動Sd （新）弾性設計用地震動	
128	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙5-添付3-1	以下の記載を追加した。 ※1：平成27年12月25日審査会合に示す基準地震動	
129	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	目次，4条-別紙6-28	3章のタイトルについて以下のとおり記載を適正化しました。 （旧）屋外重要土木構造物の減衰定数 （新）屋外重要土木構造物等の減衰定数	
130	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙6-2	支持機能及び通水機能が要求される構造部材の曲げに対する限界状態について、「終局状態に対する限界ひずみ」及び「終局曲率」を追加しました。	
131	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙6-2	取水口は、その他の屋外重要土木構造物等と構造が異なることから、要求機能に対する目標性能を個別に設定する旨を追記しました。	
132	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙6-16	材料非線形解析で用いる解析コード（WCOMD-SJ Ver. 7. 2）を追記しました。	
133	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙6-24	第6-16図について以下のとおり記載を適正化しました。 （旧）2次元静的非線形有限要素法解析 （新）二次元静的非線形有限要素法解析	
134	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙6-参考1-2	参考1-5図に示す解析モデルが例であることを追記しました。	
135	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙6-参考1-4 4条-別紙6-参考2-1	以下のとおり記載を適正化しました。 （旧）あたって （新）当たって	
136	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	目次，4条-別紙7-10, 12, 13	以下のとおり記載を適正化しました。 （旧）あたって （新）当たって	
137	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙7-4～6	第1-3図を以下のとおり追加・修正しました。 ・鳥瞰図の追加 ・B-B断面図，C-C断面図，D-D断面図の追加 ・平面図及び断面図に既設せん断補強筋の配置を追記	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
138	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙7-10, 12, 13	以下のとおり記載を適正化しました。 （旧）など （新）等	
139	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙7-16	以下のとおり記載を充実しました。 （旧）適用範囲外となる場合には、 （新）適用範囲外となる場合、又は適用範囲内であっても女川2号炉で実施している数値解析や実験の条件から大きく逸脱する場合には、	
140	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙7-添付1-3	以下のとおり記載を適正化しました。 （旧）もしくは （新）若しくは	
141	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙7-添付2-2	添付2-1図に方位を追記しました。	
142	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙7-参考2-3	以下のとおり記載を適正化しました。 （旧）CCb挿入計画位置をドリルにより削孔するが、 （新）CCbの配置は主筋や配力筋の配筋ピッチを考慮して決めているが、	
143	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙7-参考2-3	参考2-2図が側壁の例であること、及び主筋及び配力筋の配筋ピッチを追記しました。	
144	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙8-10	記載の適正化として、以下の記載を削除した。 <u>なお、取水ピットポンプ室の耐震裕度向上を・・・評価対象候補断面を選定する。</u>	
145	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙8-10	第6-1図の（注）に関する誤記を修正した。 （旧）地盤改良 （新） <u>MMR（新設）</u>	
146	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙8-14	取水口の評価対象候補断面の整理に関する表について、A-A断面の要求機能に関する誤記を修正した。	
147	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙8-21, 24	わかりやすさの観点で、海水管ダクトの配筋の状況について、記載を適正化するとともに、第5-32図の縦断面図に同一配筋区間となる区間を明示した。	
148	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r. 3. 30）	4条-別紙8-33	わかりやすさの観点で、スクリーン室の開口範囲を図面に明示した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
149	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.30）	4条-別紙8-34	取水ピットスクリーン室断面図（C-C断面）について、周辺地質状況が、3号炉取水ピットスクリーン室防水壁の構造により変更となる可能性がある旨を追記した。	
150	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.30）	4条-別紙8-39, 46	加振直交方向の構造物長さとか振方向と平行に配置される壁の総厚の比に関する記載の誤記を修正した。	
151	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.30）	4条-別紙12-全体	一関東（鉛直）の扱いについて、再度整理し、記載を適正化した。	
152	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.30）	4条-別紙12-表紙	別紙一12のタイトルを適正化した （旧）一関東評価用地震動（鉛直方向）に関する影響評価について （新）一関東評価用地震動（鉛直方向）に関する評価方針について	